

時に歸り、元張と云ふ村に一個の修院を設け、數十名の婦人とも協力して、専ら慈善事業を爲し、遠近の不幸者赤貧者を救助したり。明治廿六年の虎列刺病流行の時は、己が身命をも顧みず、日夜東西南北に奔走し、親切に患者を介抱したりしが、之れに反して佛教徒等は患者を慘酷に扱ひ、近村に於て野外に棄られたる患者六七名ありしかば、修院の婦人とも憤慨して山手の明家を購ひ、俄に病院を開き、野外に棄られたる患者を初め、他に十二三名の患者を入れ、養生せしめたるにより、内海長崎縣知事は深く其舉を嘉じ、自ら病院に来て彼等を賞したるのみならず、斯る事は人間の力を以て爲じ得べきに非ずとて、彼等の信仰に感服したり、實に彼等は信者の能き手本なりとぞ語られける。

神父の涙をざまがじかば、宅間氏また云らく、境内の長屋に入れられたる政右衛門と云ふ者妻と子は、誤りて石州津和野へ送られたり、政右衛

門日夜悲歎の涙に暗れ、身體漸次に衰ふる容なれば、予は最と憐に想ひ、用事に托して、彼れを津和野へ遣し、窮に面會して妻子にも喜ばせよと云へりしに、彼れ泣て予が前に伏し、此の厚恩生涯忘却せじと、赤心より感謝して出立したりしが、十五日を経て歸り、爾來別人の如く勇氣あらはれ、予を見る度に低頭平身し、我が命は全く貴君の爲めに繫がれたるなり、何にても命じたまへ方の及ぶ限り働くんぞ云はざる事なかは妻子と共に住み、穏や楽しく思へるならん。

此話を聞いて、神父は宅間氏の手を探り、我れ深く足下に謝す足下の親切は天主も知りたまふならん、役人の身を以て、それ程まで囚人を愛せられしは、感心と云ふの外なし、我れ津和野の事に就て、忘れんと欲するもりき、實に彼れは少しも飾れる所なく、正直一遍の者なりしが、放免の後得べからざる事あり、明治元年彼所へ預けられしもの二十八人なりし

が明治三年に至り八十人の多きに及べり其の中に元張村の深堀仙右衛門と稱するものあり、其時は齡四十八才、究竟の人物なりしも、今は老白髮の翁と成り、浦上の行者とて尊敬せられつゝあるなり。堅き信仰の結果、子の一人が神父と成り、公教會の司祭職を勤むるに至れり。此の仙右衛門は慶應二年の始め、數十名の信者と共に捕縛せられ、野村長崎縣權知事の説諭を受け、屈伏せざりしゆゑ甚く責められたり。知事は何とかして屈伏せしめんと思ひ、或は叱り、或は懲り、或は責め、宥め、千差万別の手段を施し、果は利を以て導かんとし、數多の金を目前に並べ、速かに改宗したらんには、此の金を褒美として與へんと云へりしかば。仙右衛門なかく承知せず、假令巨萬の金ありとも、死ぬる時には益なきものなり。金は我等の靈魂を助くる力なし。許したまへと辭したるにぞ流石の知事も手段に竭き、一文不知の百姓に斯る勇氣を懷かせたるも

の抑も誰の力ぞや、驚愕するの外なしとて、其後は説諭する事なかりしとぞ。斯て仙右衛門は津和野へ送られ、北の山の手に在る光蓮寺と云ふ禪宗寺に預けられたり。彼れ光蓮寺に於て他の信者と共に責められ、庭の泉水の氷の中へ、二時間あまりも裸體にて沈られ、將に死なんとする苦みの中より、聲を揚げて祈りを爲し、己れを責むる人の爲めにも祈りよし。總て津和野へ預けられしものは、皆な慘酷に扱はれ、死したるものしかば。見る人は皆な良心の刺激を受け、役人も耐へ難て引揚さしたる七名あり、我れ先年布教の序を以て津和野に至り、其の責められし場所死したる場所なんぞを見、墓に詣りて新しき殉教者とも云ふべき甲乙の事を考へ、頭を土に着て天主に祈願したりし事あり。光蓮寺は毀され田と成り、晝て知れる人ならずば知る事あはず、我れを案内したりしは諏訪シアナと稱する婦にて、是は當時仙右衛門等と共に責められ

し一人なりしが、我れに詳しく場所を示し、此所に八疊敷の牢舍ありて、我等二十七人を入れられたり、我が父も兄弟も此所にて死したるなり。食物は充分ならず、衣服は更ふる事なく、毎日責苦を受け、雪に洒され、水に浸され、身體漸次に衰へ、骨と皮とに成りて死せり、我れ獨り残されしかど、親兄弟の墓はしさと責めらるゝ苦しさの餘り、一時も早く天主に命を捧げたく思へりとて涙に咽び、暫時人事を知らざる程なりしが漸く歩を進め、田の隅に水の溜れる所まで我れを伴ひ、此所に四疊敷ばかりの泉水ありて、仙石衛門、甚三郎、米太郎、又市なんどが氷の中へ沈められたる所なり。其時の役人金森一と云人、今尚存命て津和野に住む、我れ亦た存命て此所に在り、知らず我れの親兄弟は何所に在るやと再び涙に咽べりしを、我れ百端と努力慰め、此の田より獲たる米一俵を購ひ、光蓮寺の遺物として仙石衛門に贈り、墓を埋滅せしめざる爲め、死骸の上

に高き石碑を樹て、十字架を飾り、義の爲めに責めらるゝものは幸なりと在る、八福の金言を碑文の如く刻み、彼等の信仰を衆人に顯す便となりと語られぬ。

ビリヨン神父と宅間氏との會話は概ね斯の如し、其後神父は復た布教の爲め津和野に至り、舊藩士金森一峯氏に面會せられしが、氏は維新の初め藩主の命に依り、公教信者を改心せしめんとて、百端工夫したりしかど、毫も功なかりし事を語り、當時の記録を示されたり、即ち左の如じ

津和野御預異宗徒之件

一明治元年閏四月十八日津和野藩主へ肥前國長崎浦上村耶蘇宗徒保管教諭の命ありたり其際宗徒仙石衛門一列廿八名先着す

太政官達

御預異宗之者從來支配地人民同様懇切に撫育し開墾土工金工其外

夫役に召使相應產業に基き候様可取計事
異宗信仰を嚴禁し人事を盡し教諭と加へ良民に復し候様精々教化
可致候事

最寄便宜之港迄長崎縣より護送可致候間掛合次第受取之者可差出
候事

諸費藩用を以て可取賄尤漸次產業に基き公費無之様處分可致候事
明治二年十一月
一明治二年十一月太政官達に曰く肥前國浦上村及 other 異宗門之徒
凡百三十人を保管すべしと然て元年の徒と合て男女百五十一人と
成る又同三年來津の徒と合て百八十一人の御預となり同六年四月
原籍へ引渡しに相成候事
其時御預異宗徒御用掛總括兼說得方

説得方 同 藩士 千葉 常夫 善一
同 藩士 佐森 岡葉 幸常
同 神官 金森 伯一

金森氏は明治三年より出仕し同年八月に至り御用掛總括に任せられ他
は皆な職を免せられたり

長崎縣より津和野藩へ依頼書
一先般其御藩へ御引渡申置候異宗門之者其佛具其外經文等所持之
分議送之砌身體相取上候義に候得共自然改落可有之哉も難計候
間御探索之上御取上當縣へ御差出可被成下尤有無共致承知度此段
及御掛合候也

明治三年二月二日

津和野藩

長崎縣印

尙以本文之趣御取調之節御見合にも可相成候間佛像一體珠數一通
差進候間追而御返却有之度存候

長崎縣より送れる珠數は今尙金森氏の手に在り氏は此珠數に左の如き

附送せられたり

此珠數は津和野藩へ長崎縣肥前國波杵郡浦上村出瀬村長崎町三箇所耶
蘇宗徒共御頃相成而後一峰(金森氏の名)説得方及米金龍括被申付其際
楠本正隆(外務省少輔大丞)加藤直純(外務省權少錄)植村義久(彈正臺少通察)
之三氏來津有之御頃之者共へ説驗有之候節長崎縣へ被申造津和野藩へ
該縣より送致相成見合之爲支局より監察へ被下渡候分宗徒歸崎之節不
用に付相應貨置後話之種となさんとし所持す于時明治六年六月也

外務省達

長崎縣近傍浦上村之者其外國教師之密々勸誘するに迷ひ切支丹宗
を信仰し追々多人数に及び漸々不法之所爲有之に依て同縣へ更に

御下知有之右切支丹宗に迷ひ候者其各藩へ御配分相成候右者は是迄
各國公使と文書之往復且應接も數回に及び其趣意は彼より我政府
に於て専ら嚴酷の沙汰を以て宗徒を處置し妻子をも同様移轉せし
り候ては一昨年來の約束に相違いたし寛宥の處分に無之左候ては
全く外國一般信仰の教宗を侮辱するに近く互に宗旨の論に涉り候
様云々申立彼我の見込相違致居外國の交際も是よりして破れ國家
の御爲容易ならざる大事をも引起すべき場合に立至り候間我より
は事諸萬端切に辯解し其宗民丈其儘に差置がたき次第は他方の教
を信仰し我神明を侮辱し政府の命令に背叛いたし官員に對し暴動
の振舞に及び候事等は一も許すべからず從來の法典に依て處置い
たし候時は重き刑科にも處すべき所兼て各國公使へ切支丹宗門の
義に付ては約束の趣も有之候間御交際に取り格別の寛典を以て刑

外の處置を施し住居を移して幾重にも誨導説諭し尊上改善の道に遷らしめんとする尤無罪の妻子云々の義は是又我政府にても別段着意垂躊いたし一家離別の患ながらしめんとする所にて舊來り國法を守り更れる時には左様の義も無之此上藩々預受候所にて其者に相當の產業に就け田廬を興へ難苦なく活計差支ざる様に可爲致旨反覆説明候所各國公使に於ても初めて了解いたし候旨申出候間致論方の義は太政官より御布令の通り一轍可相成候得共右應接の趣意は諸藩に於て心得違無之様可被相心得候事

明治三年正月

律和野藩
明治四年五月外務省官吏來津之始末
外務省少權大丞正五位植村義久

同省權少錄加藤直純

彈正臺少巡察

植

村

義

久

右三氏來津相成異宗徒着津手續等詳細尋問之上説得方法等之事一
一被申含諸事不都合無之様掛員へ被申達其後三員異宗徒住居之見
分に參られたり即元光琳寺(高き山の上に在り未改心徒の住居なり)
元法真庵(是は尼寺にて里に在り改心徒の住居なり)右二箇所巡察あ
りたり

一去る明治二年中各地方官へ御預相成候異宗徒之内悔悟致候者其
御放免相成候條管下民籍へ編入又本籍へ復歸等本人之望に任せ厚
く世話可致候事

明治四年六月

右は何れよりの達なりしや不分明なれども島渡記置

一今般異宗徒之内改心之者復籍被仰付候に付て本國へ被差返一同御厚恩を奉感謝改心之印として是迄住居仕候所之神社氏神同様之義に相當り候間守札拜受仕度旨申出候依之人別一枚宛御渡相成候様仕度尤神納初穂之義は當人より神官之者へ相納可申答之所聊之額に有之候間御預人費途之内を以て神官へ被下置候様仕度此段願上候也

明治四年六月

濱田縣支廳御中

金森一峰

右の願は聞届られたり色々工夫したれど僅か十二三人より改心したるものなし

此外數多布達願届書等あれども要なきものなれば茲には記さず斯る記録を見てビリヨン神父は寶の如く思ひ人をして寫さしめられしが、

同じ津和野に於て尙ほ珍らしき人に面會せられたり蓋は岡村市藏と稱する老人にて其頃三年間監獄の番人たりし人なり神父は喜び谷て哭し暫時言葉なかりしが漸く氣を激し當時の有様を尋ねられしかば、老人は記憶に存する限りを語れり然そ金森氏の記録に在る所と大同小異にして別に記すべき程のものなく異なる點は僅に左の如し
我れ異宗徒來津の始より終まで彼等を看護したりしかば彼等が唯の一度も良からぬ事したるを見ざりき感心すべき舉動あるは度々なりしかば年を経て今は詳しく覺ゆず併しながら恐しく感じて忘れざるものは彼等が信仰の堅固なる一事なり寒中に關係の役人きたりて俄等を池の中に沈め冰の上へ頭のみ出して改宗を勧むれども一言の返答なくして口の中に何やら唱へを爲し毫も苦しひ色なかりしかば役人も詮方なくして引揚たり我れ彼等に衣服を着せ住居へ併はんとし

たりしに彼等の身體は既に全く凍り歩行自由ならざるに至りしかど、尙ほ口の中に何やら唱へを爲して進みぬ

彼等は入監の時珠數書籍等を取揚られたるにより紙を膝り飯粒を以て堅め見事に珠數を造りて持てり我れ關係の役人より命せられ其品を悉く取揚たりしが彼等は復た造り我れ亦た取揚見當次第たんぐ取揚て大袋に一杯と成り久く保存したりき

未改心者は住居に於て祈禱するを禁じたれども更に功を奏する事なく常に何やら分らぬ詞を以て大声に祈禱を爲し如何なる嚴罰をも恐れざるにより遂に其體捨置かれぬ

彼等の中に死する者ある時は規則に因て一個の箱を席へ其室へ渡す事なりしが彼等は打寄て其箱に死骸を收り周圍に輪の如く成りて唱へを爲し聽て室の入口へ出すを例とす我れ其箱を受取役人の差圖に

從ひ埋葬したりしなり

當地に於て三十餘人死亡したりしが皆な未改心者にして信仰堅固なる者のみ改心者中には死亡したるものなし死亡の原因は其室の不潔なると空氣の流通よろしからざる爲め甚く小瘡の流行したるに在るならんか

名を友八と云ふ十三の小童を地上に坐せしめ膝の上に重き石或は分銀を乗せ許す迄は一言も發すべからずと命じ半日あまりも捨置たるにばらく涙むとしながら辛抱したり役人も恐しがれて石を取除住居へ歸らしめんとしたるに足たゞざりしかば我れ止を得ず負ふて行きし事あり

明治四年に至り彼等の扱方に變更を來し未改心者改心者共尼寺に住居せしむる事と成り外出も勝手次第に許されたりそれより彼等は諸

方へ雇はれて働きしが、何分正直一遍の人々なるにより、甚だ評判よろしかりしかば、津和野藩の印半纏を渡されしのみならず、仙右衛門梅太郎の兩個を頭と定め、取締の爲め脇指を許され、總て改心したるものは鷺原八幡宮の前に在る川に至り、身還祭と名けて流れり水に身を洗ひ、從前の衣服を脱棄て新調の物を着し、八幡宮へ大神樂を擣げ、其後一般の人民同様に取扱はるべき事なり。

未改心者の扶持は白米四合にして、七日目に一度位は汁を與へられる。とも平生は鹽梅ばかりなりしが、改心したるものは白米六合とせられ、自費を以て酒肴なんぞ買はんとする時は、小使を頼む事にてありしなり。

我れ其頃は名を知らざるものなかりしかば、今は皆な忘れて覺はず、併しながら仙右衛門、峯吉、久作、友吉、友八、梅太郎、梅太郎の娘まつ岡たけ、忠老人の斯く語り終る時、神父は身を伏して何とも云はれざりしが、跡にて見れば袖は涙に濡されて絞らんばかりなりしとぞ。

却説岩國屋敷の拘禁せられし人々の中には、出獄の日まで四十五名の死亡者あり、是等義人の墓は今尚萩鶴江臺の墓地に残れるあり、墓碑の残れるものは深野ベトトロ、片岡ボーロ等數人に過ぎず、餘は近年まで標木の残りたるを見たりと人々の語るのみ、明治二十四年ビリヨン神父は是等の舊蹟を尋ねる爲め萩に抵り、此時態々長崎より藤田牛右衛門と云へる人を招きて共々其蹟を弔へり、此藤田なる人は同じく萩に拘留せられし一人にして、其親の死せし墳墓は同じく鶴江臺なる叢裡にあれば大切に之れが弔ひしたりと云ふ、其後ビリヨン神父等相謀て

是等義人の爲めに其死せし地なる岩國屋敷の裏手に少許の地面を求
め、彼等義人が寒天に裸體にせられて責められたる牢屋の前なる庭石
を買ひ集め之れを以て紀念碑の基礎を築き、紀念碑の尖頭には赤十字
社の因縁によりて十字架を飾れり、碑文に

奉敬致死之信士於天主之尊前

と在り、之れ聖者の金言なり、嗚呼義人の譽れば之れと共に萬古に朽さ
るべし。

偕て奉教者拘禁の事より諸外國公使及び外國新聞は頻に其解放と信
教の自由を政府に忠告するも何の功なくして、諸國に預けられし信者は
は何れも酷待を受けざるものなく、中にも津和野に預けられし八十五
名は雪中氷池に投せられ日夜苦刑を受けたるなど其慘状筆にも盡し
がたし、左れを鐵石の如き彼等の信仰心は少しも變更する所なく却て

其行狀の正しきが爲め獄吏を感化して公教に歸向せしものさへ
ありき、現に伊勢の教會の如きは此時の吏員が改悛して後に創立した
る所なり、殊に感すべき一事は四國近畿九州の諸藩に預けられし奉教
人が屢々窮に脱走して大阪の聖堂に參詣し、又た元の如く夜を日に繰
で獄屋に歸り、中にも加賀より脱走して參詣したる者は八十里の道を
歩行も自由ならぬまで急行して大阪の聖堂に詣り、宣教師等の留むる
をも聞かずして祕蹟を授けらるゝや否な直に元の獄屋に歸りたりと
云ふ、是等の事蹟は實に天主の教を奉する者に耻ぢざるものと言ふべ
きなり、斯て明治三年十二月岩倉右大臣を初め木戸、大久保、寺島、伊藤の
諸卿外國に派遣せらるゝの事あり、茲に初めて歐米諸國の狀況を見て
信教自由の必要を知り、歐洲より電報を以て我朝廷に教禁解放の旨を
乞ひ、遂に明治五年五月を以て觀明なる天皇陛下は此教禁を解きて夫

の囚人わいじんを釋ゆるしたまひぬ、然ば日本教會にほんきょうかいの司教しけうは勿論歐米諸國あらわんせいかくしょくこくの教會きょうかいに於おても最さいと盛せい大なる祝典いばらを擧あげて復興そよこうを祝しゆくし、それより明治二十二年憲法けんぽふを以もつて信教しんきょうの自由じゆゆを許ゆるさせたまへり、予輩ゆゑは今や茲こに公教復活こうきょうふくかつの始末しおくを記しるして呉くわぐも天あめの恵めぐみを謝しやするなり、

山口公教史の後に記す

嗚呼、予輩ゆゑの最も親愛なる防長百萬の兄弟よ、茲こに卿等きやうだが祖先おじいさんの由ゆて以もつて身みを起おきし、業わざを創あつめ、家いえを興おきしたる防長二州の昔時むかしに遡さかりて、此地こち其その人に一大因縁だいがいんねんを繼承けいしようしつゝある天主公教の歴史れきしは記述きじゆせられたり、知らず卿きやう等とうは之のを見て果はして如何いかの感おもひがある、

想ふに世界幾千萬の天主教人てんしゅきょうじんは目にこそ防長の山河やまかはと視かぎられ、耳みみに聽き書き書かくに讀よみて山口やまぐちてふ名なを其心そのこころに記き憶おぼせざるものなく、即ち山口やまぐちは公教こうきょうの歴史れきしに於おて最さいと光榮ひやうりと名譽めいよを有あする土地ちじとして注目しゆくせられつゝあるなり、爾そく此山河やまかはと此人士ひととが世界せかいの善男善女よしまんよしまじょによ

りて讚美せらるゝ所以のものは豈に偶然ならんや、卿等の祖先は今より三百年の前、十六世紀の頃に於て早く已に最高文明國人の氣品を全備し、其高大なる見識は此當時已に東洋在來の宗教が眞正の理宗にあらざることを觀破しつゝ、一たび天主公教の傳へらるゝや欣然として眞神の旨に歸向し、異端妄教の流布せる裡に卓然特立して光明の施を樹てたり、降て徳川幕府の世卿等が祖先の或る人々は有司によりて、或は鞭たれ或は縛せられ首を刎られ屍を焼かれたるものの數百にして足らざるあり、然れども卿等の祖先は嚮に莞爾として公教に歸向し、後には從容として教の爲に殉死した

り、其德其義嗚呼、高大なる哉、歐米各國に於ける山口の美名は寔に之れに由りて噴々として傳へられたるなり、噫々山口の山河は限りなき感慨を以て世界の奉教人に記憶せられたり、卿等の祖先は最と高き徳と最と大なる義と併せて其名譽を世界の四表に揚げたり、卿等は已に昔、時防長の各地に公教の盛んに信仰せられたることを本邦の歴史に於て記憶したり、今や泰西の記傳によりて益々其詳細を知得しぬ、卿等之に對して果して如何の思ひをもなず、思ふに切支丹(取りも直さず基督教人)の名は徳川の三百年間蛇蝎の如く忌はしき

汚名として誤られたりき、卿等が傳家の記録にも公に
は之を記し得ざりしならん、或は卿等が祖先の墓碑に
も表はには之を刻み得ざりしならん、或は其中家譜を
没せられたるもの、没せられて焼もれたるもの、甚だし
きは之が爲め家を絶斷せられたるものあるべし、是等の
事實は卿等をして祖先の事を考ふるの便を失はしめ
たるや論なし、然れども卿等幾多の祖先が眞神の旨に
歸向して以て安心立命を得二州の到る所に高等文明
の社會と爲しつゝありしことは遂に掩ふ可からず、
而して這の光りある系譜を保てる卿等の多くは如今
果して如何ぞや動もすれば夫の巧に荒唐無稽の説を

曇述する異端に惑ひて漫に偶像に拜媚し、或は基督新
教と自稱せる逆宗の徒に瞞着せられて眞神の旨に悖
るにあらずや卿等夫れ何の面目づ、祖先が三百年の昔
に大活眼と以て認め得たる眞理の光輝を隠蔽し、單に
其身の安心幸福を得ざるに止らずして卿等の祖先と
諸教師が幾多の辛酸を経て成就したる山口の美名を
永遠に維持すること能はざらんとす、如何にして祖宗
に對し將た名譽を以て迎へられたる世界の奉教者に
對せんとするか思ひ看よ卿等の祖先は未開時代と稱
せられたる三百年前に高等文明の思想を發揮し、却て
如今文明と誇稱せる時代に生を享けたる卿等は異教

逆教に精、神の文明を蔽藏せらる天下豈に斯のごときの奇觀あらんや、卿等希はくは思ひ看よ、

遮莫れ教禁解がれて年未だ久しがらず、防長の地に教會を再興したるより僅に數年、教音普く市邑に響かず故事尙ほ人の知る者稀なり、希くは自今以後都鄙相傳へて真神の聖旨に歸着し、中絶せる宗系を再興し相集

合して昔時の美士を成就せんことを、

予輩筆を搦に當りて尙ほ言あり、曰く邦人動もすれば靈魂の眞價を辨ぜざるにあり、天の萬善と自由を以て賦與せられ尙ほ未來に於て最上の快樂を享く可き貴重の靈魂は、往々にして上長者の威權に抑壓せられて

安心立命の地を得ざること莫きが他に忌憚して眞神の信仰を遂行するを得ざるが如きことは莫きが之れ正しく己れの貴重なる靈魂は塵芥と同視せるものに非ずして何ぞ試みに思へ卿等は世俗人情に憚り人に嗤笑せられざるが爲めに祖先の名譽を埋没し己れが永遠の幸福をも棄却して遂に何の得る所ぞ聖者誠あり曰く人若し全地を得て其魂に損失する所あらば何の益する所と善哉言や世人眞に眞神の旨を知りて靈魂の貴重なる所以と解せば天主に奉事するに於て何ぞ他の世俗人情等に憚る所ぞ須らく眞勇を鼓して改善歸向に答なること勿れ、

嗚呼、卿等が幾多の祖先は善く專制抑壓の時代に於て
獨立特行、通ばれ開明男子の美志を發揮したり。卿等今
照代の下に生れて信教自由の幸福を得つ、切に望むら
くば宜しく時間消費して最後の悔吝を招く勿れ、
山口に於てフランスセスコ聖師が此地に錫を駐め
玉ひし三百四十有五年の後、

一千八百九十五年四月十日

後學 ピリヨン謹で白す

明治三十年五月一日印刷
明治三十年五月十日發行

定價金參拾錢

京都市上京區河原町三條上ル
下丸屋町第二十八番戸

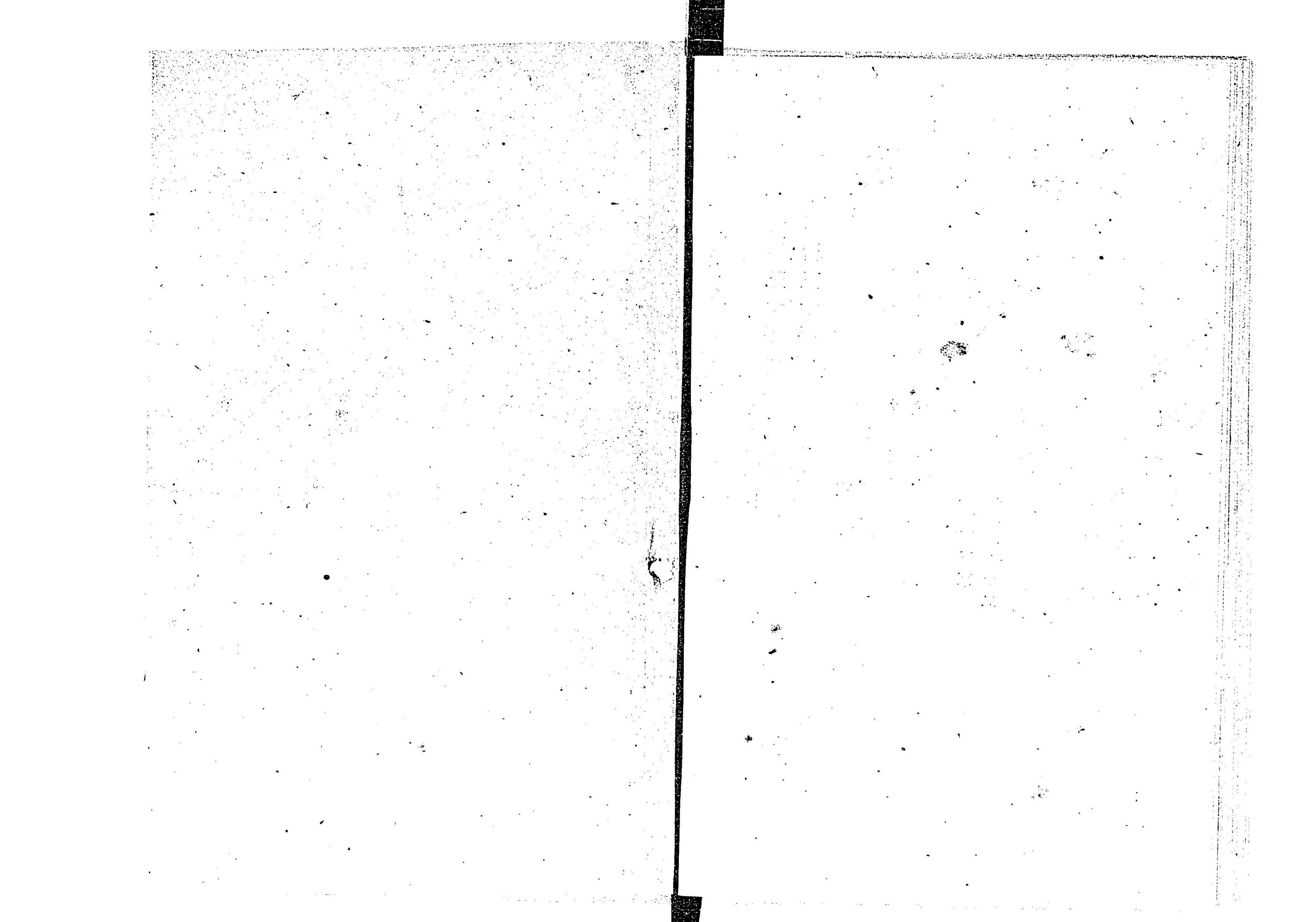
著發行者兼
加 古 義 一

京都市下京區室町通四條下ル
鶴鉢町第十二番戸

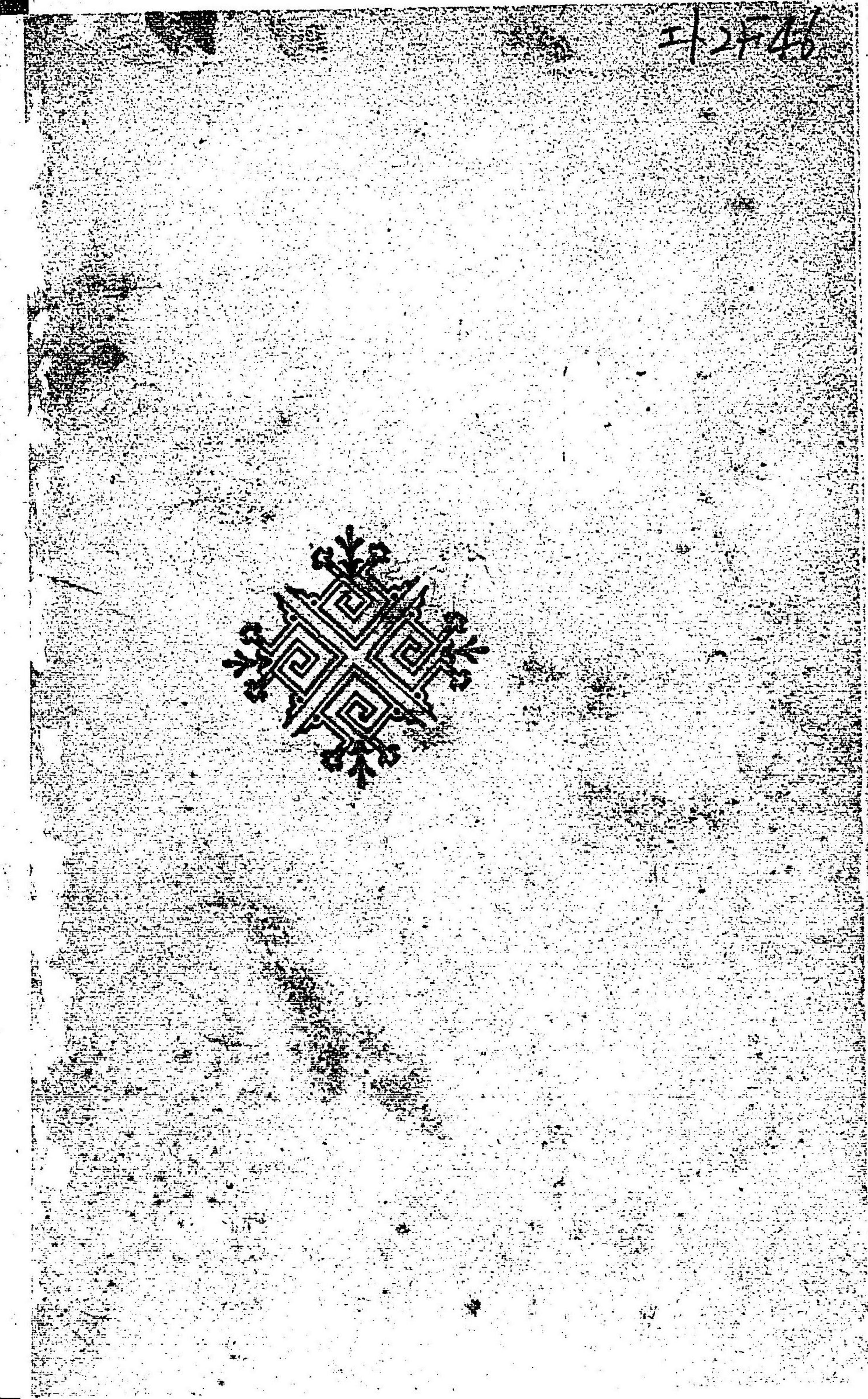
印 刷 者 大 森 幾 治 郎

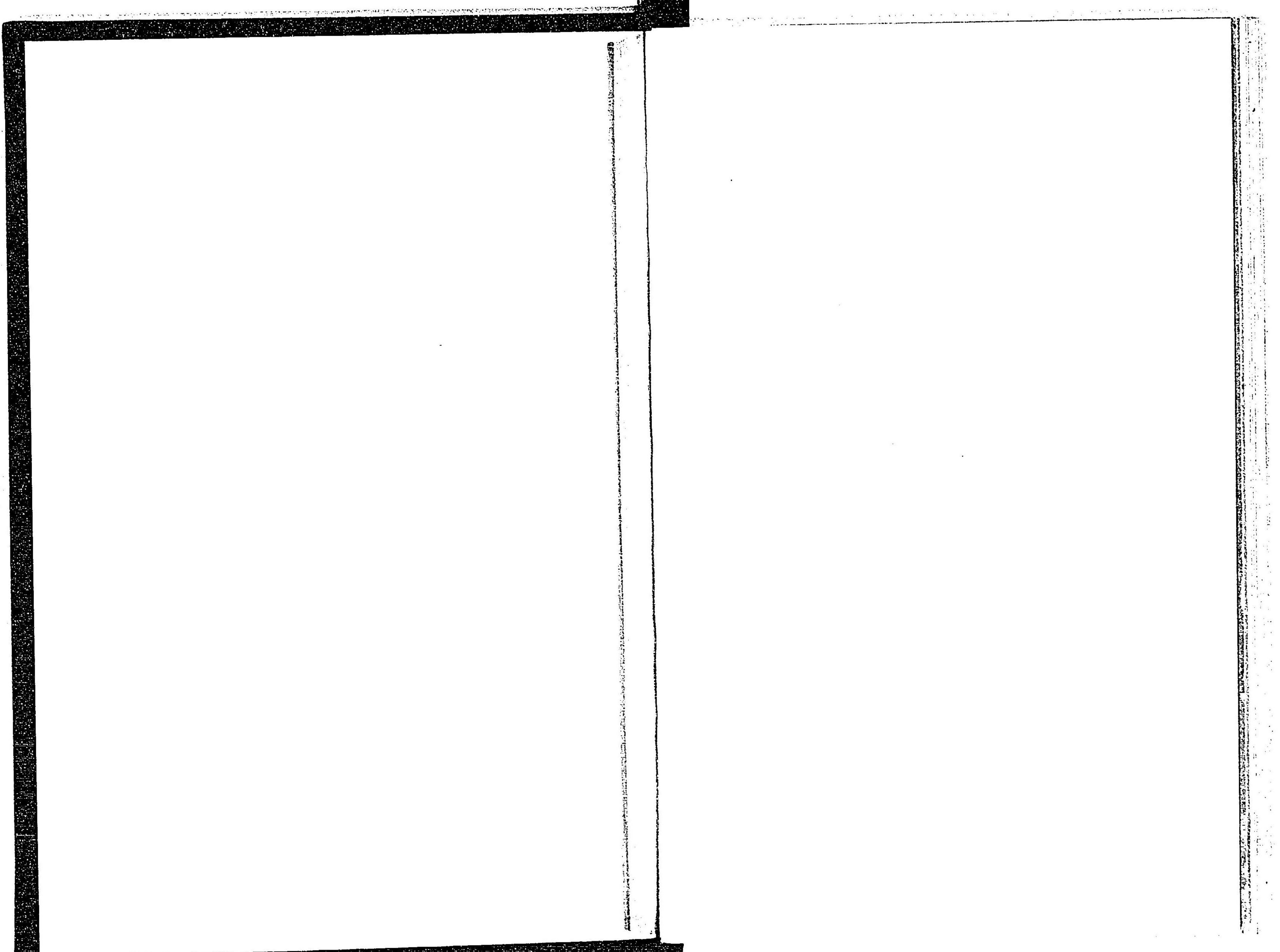
京都印刷株式會社
京都上京區柳馬場二條下ル
等持寺町第十番戸

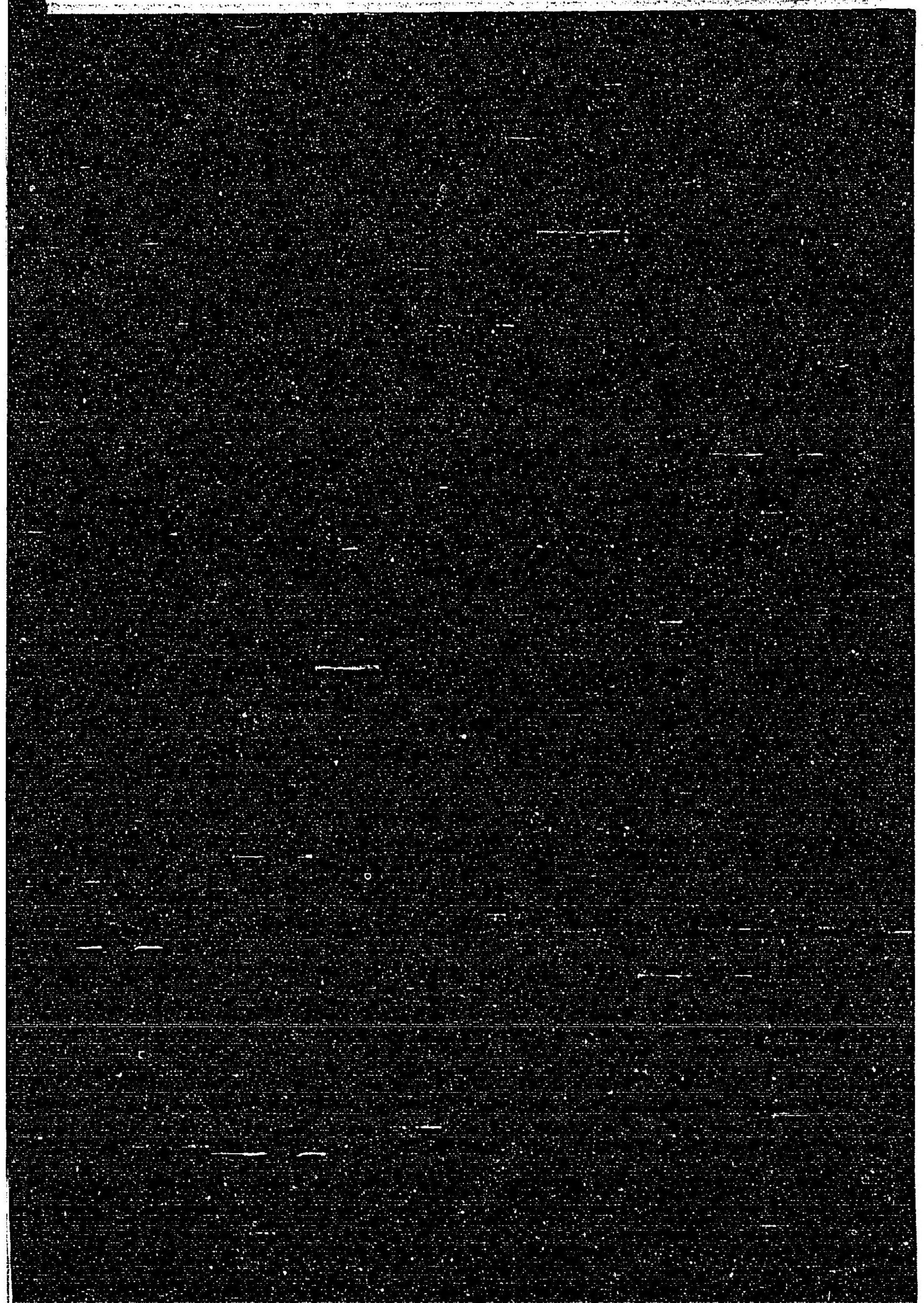
印 刷 所 京 都 印 刷 株 式 會 社



II 2F-26







198.21
Ka222y

021389-000-7

198.21-Ka222y

山口公教史

加古 義一/編

M30

ABI-1282

